

福島県文化振興基本計画

～ふくしま文化元気創造プラン～

平成25年3月
平成29年3月改訂

福島県

目次

I はじめに

II 本県の特性と時代潮流

- 1 本県の特性
 - (1) 豊かな地域資源
 - (2) 社会的特性
 - (3) 文化的特性
 - (4) 東日本大震災、原子力災害の発生
- 2 時代潮流
 - (1) 人口減少・超高齢化社会の到来、過疎化の進行
 - (2) 情報通信技術の進展
 - (3) ライフスタイル・価値観の多様化
 - (4) 分権型社会への移行
 - (5) 国際化・グローバル化の進展

III 目指す文化の姿

- 1 文化振興の基本目標
- 2 施策展開の視点

IV 推進施策

- 1 県民の文化活動の促進
 - (1) 文化意識の醸成
 - (2) 文化の振興を担う人材の育成
 - (3) 文化活動への支援の充実
- 2 芸術の鑑賞その他文化に接する機会の充実
 - (1) 優れた文化芸術に親しむ機会の充実
 - (2) 文化情報の収集・提供
- 3 青少年の文化活動の促進
 - (1) 発表機会と鑑賞機会の充実
 - (2) 学校教育等における文化活動の促進
- 4 文化活動を行う拠点の機能の充実
 - (1) 文化施設の機能の充実
 - (2) 文化施設等における運営等の充実
 - (3) 文化施設相互の連携の促進
 - (4) 文化活動の発表や交流の場の確保
- 5 伝統文化の継承及び発展
 - (1) 伝統文化の継承と発展
 - (2) 文化財の保存と活用
- 6 生活文化の充実
- 7 文化の交流の推進
 - (1) 広域的、国際的な文化交流の促進
 - (2) 文化の発信と交流の拡大
- 8 文化振興による地域づくり
 - (1) 伝統文化による地域のきずなの維持、再生
 - (2) 文化振興による東日本大震災等からの復興と地域活性化
 - (3) 文化資源を活かした東日本大震災等からの復興と地域づくり

V 計画の推進と進行管理

- 1 計画の推進
 - (1) 県民に期待される役割
 - (2) 文化団体に期待される役割
 - (3) 企業に期待される役割
 - (4) 市町村に期待される役割
 - (5) 文化振興関係公益法人に期待される役割
 - (6) 県の役割
- 2 計画の進行管理

1 はじめに

○ 計画策定の趣旨

本県では、平成 16 年 3 月に「福島県文化振興条例」を制定しました。この条例は、本県の文化の振興に関し、基本理念及びその施策の基本となる事項を定めることにより、文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民福祉の向上に資することを目的に制定したものです。この条例に基づき平成 17 年 3 月に「福島県文化振興基本計画」を策定し、文化振興に関する施策を県の各部門にわたって推進してきました。

このような中、人口の減少や少子高齢化の進行、過疎化の進行、ライフスタイル・価値観の多様化などにより、本県の文化を取り巻く環境が大きく変化してきました。また、知事部局と教育委員会で所管してきた文化・スポーツ行政について、文化やスポーツの振興を「人づくり」や「地域づくり」との連携により、総合行政として展開するため、平成 20 年 4 月に知事部局に「文化スポーツ局」を設置し、より効果的な施策の推進体制の整備を図りました。

これら様々な環境変化を踏まえ、厳しい社会経済状況や時代潮流の中にあっても、文化の振興を通して人と地域がいきいきと活力に満ち、将来に夢と希望を持てる「ふくしま」をつくっていくために、平成 17 年 3 月に策定した計画を見直し、平成 22 年 3 月に本県の文化振興に関する基本目標や基本姿勢を明らかにし、本県文化行政推進の新たな基本指針となる、「**福島県文化振興基本計画～ふくしま文化元気創造プラン～**」を策定しました。

この計画では、「文化」を「人が自然との関わりや風土の中で生まれ、育ち、身に付けていく立ち居振る舞いや、衣食住を始めとする暮らし、生活様式など、およそ人間と人間の生活に関わることのすべて」と広く捉え、美術や音楽などの芸術文化から、文化遺産、地域遺産、地域に根付いた民俗芸能や伝統芸能などの伝統文化、さらには自然景観や生活環境などを含めた生活文化までを対象にして、文化振興を考えていくこととしました。

しかし、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖を震源とする大地震、引き続き大津波による被害、さらに東京電力福島第一原子力発電所の事故により本県の社会経済情勢は平成 21 年度の計画当初の想定から大きく変わったことから、県総合計画の見直しに合わせ、文化の力による地震、津波、原子力災害等からの創造的な復興を目指し、平成 25 年 3 月に計画を見直しました。

○ 計画の性格

この計画は、「福島県文化振興条例」に基づき、本県の文化振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本目標及び施策の方向を定めるものです。

また、県全体で共有する指針として策定された福島県総合計画「ふくしま新生プラン」（平成 24 年 12 月改定）の基本目標やめざす将来の姿を共有し、その実現を文化振興の観点から目指す部門別計画として位置づけられるものです。

○ 計画期間

県総合計画と将来展望を共有しながら、平成 25 年度を初年度とし、平成 32 年度を目標年度とする 8 カ年計画です。

II 本県の特性と時代潮流

1 本県の特性

(1) 豊かな地域資源

【自然】

本県は、全国3位の広大な面積を有しており、その7割を森林が占めています。

また、猪苗代湖・磐梯山に代表される磐梯朝日国立公園、日光国立公園、尾瀬国立公園、越後三山只見国立公園などの自然公園や、阿武隈川、阿賀川、久慈川などの源流域を有するほか、変化に富んだ160kmに及ぶ海岸線を有するなど、豊かな自然環境に恵まれています。

このように、本県は豊富な森林資源や豊かな自然環境を有しており、生物の多様性*や質の高い農林水産物に恵まれています。

【歴史】

本県には、相馬野馬追、須賀川松明あかし、会津田島祇園祭をはじめとした多様な伝統文化など特色ある地域資源に恵まれ、地域の貴重な宝として伝承の努力が続けられています。

また、会津塗、会津本郷焼、大堀相馬焼、奥会津編み組細工など、様々な時代に起源を有し、特色ある数多くの地域の伝統工芸が、先人たちのたゆみない営みによって現在に伝えられています。

さらに、平安時代後期の代表的な阿弥陀堂建築で荘重にして優雅な趣のある白水阿弥陀堂、現存する数少ない明治中期の芝居小屋で江戸時代の形態を踏襲する旧広瀬座、雄大な規模で平安期の荘厳な趣を今に伝える新宮熊野神社長床などの伝統的建造物のほか、国指定史跡として初めて金堂が復元された慧日寺跡や重要伝統的建造物群保存地区の大内宿など、県内各地に様々な豊かな歴史を今に伝えています。

【人】

本県固有の自然や歴史を背景として、黄熱病の研究者として知られ、平成16年11月から千円札にその肖像が採用された細菌学者・野口英世や、“蛙の詩人”と称され、独自の詩の世界を築いた詩人・草野心平、社会福祉の礎を築いた日本のナイチンゲール・瓜生岩子、激動の昭和史に希望のメロディーを提供し続けた作曲家・古関裕而など、全国的、世界的に様々な分野で業績を残した人物を輩出してきました。

(2) 社会的特性

県土を縦断する阿武隈高地・奥羽山脈によって、気候や風土の異なる浜通り、中通り、会津の3地域に区分されており、それぞれに固有の文化的特色を有しています。

また、南北方向3本の縦軸と東西方向3本の横軸の合計6本の連携軸の結節上に特色ある7つの生活圏が形成され、それぞれの軸に都市が分散した、多極分散型の県土構造となっています。

○ 本県では、東北圏*と首都圏*を結ぶ東北自動車道、常磐自動車道、東北・山形新幹線、太平洋側と日本海側を結ぶ磐越自動車道などが整備されてきました。さらに常磐自動車道の延伸や、東北中央自動車道、会津縦貫北道路、会津縦貫南道路などの整備が予定されており、南北、東西それぞれに高速交通網の整備が進められています。また、福島空港や小名浜港、相馬港など、人やモノの交流拠点が整備されており、国内はもとより、東アジアをはじめとする海外との交流の拡大が期待されて

います。

- 東京から約 200 km圏の位置にあり、約 4,200 万人の人口を有する首都圏に隣接しています。また、今後さらに発展が見込まれる東北圏と、我が国の政治・経済・文化の中心である首都圏の結節点に位置し、東北圏と首都圏の 6 県に接していることから、様々な連携や交流人口の拡大の可能性を有しています。
- 首都圏に比較して短い通勤時間・通学時間、高い持ち家比率、広い住宅面積、高い三世帯同居率、少ない公害や犯罪など、安全でゆとりある生活環境となっています。また、今なお地域コミュニティ*が大切にされているほか、人と人とのふれあいや助け合いの精神など、コミュニケーションが不足しがちな現代にあっても、人々の暖かさやきずなが息づいています。

(3) 文化的特性

県内各地域において、先人たちが守り受け継いできた伝統文化や、「合唱王国ふくしま」に代表される芸術文化、暮らしの中で培われてきた生活文化など、豊かな地域資源や社会的特性を活かした特色ある多様な文化が育まれています。

- 海の生物、文化、科学など様々な視点から、海を通して「人と地球の未来」を考えるふくしま海洋科学館「アクアマリンふくしま」、「遺跡から学ぶ自然と人間のかかわり」をメインテーマとする県文化財センター白河館「まほろん」など、文化に触れ、体験する特色ある施設や、県文化センターや県立美術館、県立博物館、いわき芸術文化交流館アリオス、御蔵入交流館など、文化芸術の鑑賞や発表の場を提供する施設が県内各地にあり、それぞれが地域の文化振興の拠点となっています。
- 平成 13 年に開催した「うつくしま未来博」などを契機として、民話の語り部などの活動が盛んになるなど、地域のボランティアやNPO*などによる様々な市民活動が、大きな広がりを見せています。また、平成 20 年に開催した「第 20 回全国生涯学習フェスティバル」を契機として、構築された参加団体等とのネットワークを生かしながら、多くの県民による生涯学習の意欲が高まりを見せています。
- 県総合美術展覧会（昭和 22 年創設）や県文学賞（昭和 23 年創設）が長年にわたって実施され、美術や文学の分野において創作活動が活発に行われているほか、祭りや伝統芸能などの伝統文化、茶・華道などの身近な生活文化の継承など、様々な分野で数多くの県民や文化団体が活躍しています。
- 本県を代表する芸術文化として「合唱」があげられ、長年にわたる全国大会の各部門におけるトップレベルの成績から「合唱王国ふくしま」として全国に知られています。また、国内で初めての声楽アンサンブルコンテスト全国大会*を平成 20 年 3 月から継続して開催し、全国からトップレベルの団体の参加を募り、日本の合唱レベルの向上を図るとともに、歌うことの楽しさを全国に発信しています。さらに近年は、「吹奏楽」も目覚ましい成果をあげており、本県の音楽活動は、年代や地域を問わない層の厚さと裾野の広がりを見せています。

(4) 東日本大震災、原子力災害の発生

【東日本大震災、原子力災害】

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖を震源とする大地震とそれに伴う大津波（以下「東日本大震災」という。）は、北は青森県から南は茨城県までの太平洋沿岸地域に大きな被害を及ぼしました。本県では、2,700 名を超える死者、行方不明者、2 万棟を超える全壊家屋、7 万棟余りの半壊家屋、海岸や河川の堤防、道路、港湾施設などの社会基盤に甚大な被害を被りました。

さらに、本県においては、地震、津波に加えて、東京電力福島第一原子力発電所のレベル 7*の原子力事故が発生し、未だ事故収束への見通しがたらず、警戒区域*や計画的避難区域*に指定された双葉地域を中心に今なお多くの県民が県内外での厳しい避難生活を送っています。

また、原子力発電所の事故による風評被害は、農林水産業をはじめ、製造業、観光業等の本県の経済活動に今なお大きなダメージを与え続けています。

このように、本県では、地震、津波、原子力災害、風評被害と人類史上例の無い四重の災害に見舞われています。

【文化芸術への影響】

地域コミュニティ*のよりどころである地域の民俗芸能等は、衣装や用具等が流出や損傷、損壊し、また担い手が県内外への避難を余儀なくされていることなどで行事を執り行うことができず、さらには担い手や後継者の減少などにより存続そのものが危ぶまれています。

また、発表や活動の場である福島県文化センターなどの公共施設や文化施設などが長期間にわたり休館せざる得なかったことや風評による公演等のキャンセル、来館者の減少などにより文化団体や県民の文化芸術活動はもちろんのこと、文化施設等の運営などにも大きな影響を及ぼしており、東日本大震災、原子力災害は、本県の文化芸術活動にも深刻な傷跡を残しています。

2 時代潮流

(1) 人口減少・超高齢化社会*の到来、過疎化の進行

① 現在の状況

本県の人口は、平成 10 年 1 月の 213 万 8 千人をピークに減少し、平成 22 年 1 月 1 日現在で 204 万 1 千人となっています。人口の構成比も、平成 10 年から平成 21 年にかけて、老年人口の割合が 19.2 %から 24.7 %に上昇している一方、年少人口の割合は 16.8 %から 13.9 %に減少しており、人口減少や少子高齢化が急速に進行しています。

また、本県の面積の約 8 割、人口の約 3 割を占める過疎・中山間地域*は、県内における人口減少の進行の度合いを大きく上回り、地域によっては、平成 10 年から平成 21 年にかけて人口が 2 割以上減少しただけでなく、年少人口の割合が 10 %未満の町村もあります。

さらに、東日本大震災、引き続く原子力災害により警戒区域*、計画的避難区域*等の指定を受けた地域では、未だ事故が収束していないことで、将来の見通しがたらずふるさとへの帰還を懸念する人々や当該地域以外においても空間線量の高さから被爆を危惧する人々などの県外への流出などにより、平成 25 年 1 月 1 日現在の推計人口は 195 万 9 千人となっています。

② 今後の課題

伝統文化の担い手とともに後継者が不足し、祭りや民俗芸能など多年にわたり地域に根付いた文化芸術活動や文化財を維持していくことや次代に伝えていくことが困難となってきています。また、今後とも長期間にわたり人口が減少し続けることが予想されることから、人材確保が一層困難となり、併せて県芸術文化団体連合会傘下の各団体においても会員が減少するとともに、高齢化も進んでいくことが見込まれ、地域の文化活動を担い、支える人材の確保が求められています。

(2) 情報通信技術の進展

① 現在の状況

情報通信技術の飛躍的な発展により、世界に流通している情報量は加速度的に増加し、パソコンや携帯電話によって、いつでも、どこでも、だれでも、文化施設が保有する様々な情報を入手することが可能となっています。

② 今後の課題

情報リテラシー*の向上、情報セキュリティ対策の充実が求められているとともに、パソコンや携帯電話などを使用できる層とできない層との格差、いわゆるデジタル・ディバイドの問題が生じています。

また、情報化社会の進展に伴い、人間関係の希薄化や実体験の不足といった負の側面が指摘されており、文化芸術体験を通じて他者に共感する心を育み、人と人とを結び付けていくことが期待されています。

(3) ライフスタイル・価値観の多様化

① 現在の状況

物質的な豊かさより精神的な豊かさを重視する人々が増えており、ライフスタイルや価値観が一層多様化しています。本県においても、文化芸術やスポーツ、健康への志向など、ゆとりを重視し、生活の本質を大切にする意識が高まっています。

なお、被災地域においては、多くの県民がふるさとを離れ、仮設住宅、借上住宅等での避難生活を余儀なくされており、東日本大震災、原子力災害が発災する前の状況とは一変したことから、新たなライフスタイルや価値観が模索されています。

② 今後の課題

ライフスタイルや価値観の多様化に応じて、子どもから高齢者まであらゆる人が、身近に様々な文化活動、スポーツ活動に触れ親しみ、活躍できる場づくりが求められています。特に、避難生活を余儀なくされている県民に対しては、心が折れることのないよう、ふるさととのきずなを維持し、強めていくことが求められています。

(4) 分権型社会への移行

① 現在の状況

地方分権の進展により、文化財を除く文化行政について、地方公共団体の長が管理及び執行することが可能となり、本県においては、文化行政の総合的な展開を図るため、平成20年4月に知事部局に「文化スポーツ局」を設置しました。

また、いわゆる「平成の大合併」により、本県の市町村数は59（平成20年7月現在）となるなど、これまでの地域単位での様々な活動が変化を余儀なくされると言われています。

② 今後の課題

市町村においても、文化行政の総合的な展開による文化の振興が期待されており、

県と市町村が「イコールパートナー*」として連携を図りながら、それぞれ責任と主体性をもって文化の振興に取り組むことが必要となっています。

(5) 国際化・グローバル化の進展

① 現在の状況

経済を始めあらゆる分野における国際化・グローバル化の進展に伴い、海外との交流も増大しており、国内外において各国の様々な文化に触れる機会が増えています。

② 今後の課題

外国文化に触れ親しむ機会を充実するとともに、本県の文化について理解を深め、本県の様々な文化の海外への紹介や、外国人に説明できる人づくりが重要です。

Ⅲ 目指す文化の姿

今回改定した総合計画“ふくしま新生プラン”では、基本目標を「夢・希望・笑顔に満ちた“新生ふくしま”」として、「人と地域」を県づくりの礎（いしずえ）」とし、「活力」、「安全と安心」、「思いやり」の3本を県づくりの柱と位置づけ、東日本大震災・原子力災害からの復興・再生を図ることで、目指す将来の姿（30年後の将来像）を描いています。

この中で、「文化」に関する具体的なイメージとして次のように記述しています。

「人と地域が輝く“ふくしま”

- 県民は文化・芸術・スポーツ活動に親しみ、本県は先進的な文化・芸術・スポーツ活動の発信拠点となっています。また、若者や高齢者が、社会の主役として活躍しています。県民は人生を楽しみ、生活に幸福を実感しています。
- 過疎・中山間地域では、生活空間としての農山漁村が再評価され、都市部などとの絆が深まっています。また、地域資源を活用した産業が興隆するとともに、安全安心な暮らしが確保されています。
- 原子力災害の被災地域では、放射性物質の除去が進み、安全で安心して暮らせる社会が実現しています。また、原子力に依存しない新たな産業の集積と人口の回復が進んでいます。

「いきいきとして活力に満ちた“ふくしま”

- 本県の観光資源の知名度が上昇し、国内外から多数の観光客が訪れています。また、国際交流が進展し、国境を越えた人と人とのネットワークが広がっています。

「安全と安心に支えられた“ふくしま”

- 大規模災害などに備えて、防災、減災対策が強化されています。また、災害発生時に適切な初動対応ができるように、行政と住民が一体となった訓練や情報インフラの整備が行き届いています。

「人にも自然にも思いやりにあふれた“ふくしま”

- 家庭、学校、職場、地域など、あらゆる場面で性別にかかわらず、男女が自らの能力を発揮できる社会となっています。また、能力、国籍、文化など、個人の特性の違いに対して包容力の高い社会となっています。
- 人の優しさや温かを実感できる社会になっているとともに、生活再建や事業再開など再チャレンジの機会が充実しています。全ての県民は、家庭、人、地域の愛と絆に包まれています。
- 豊かな山、川、海、湖沼などの美しい自然景観、さわやかな空気、清らかな水が保全され、自然と共生する社会が実現しています。また、自然景観、歴史と伝統が息づく景観、街並みの景観が継承されています。

また、県では平成 21 年度を「文化振興による地域づくり元年」と位置づけ、文化の持つ力で、人と人、人と地域のきずなを強め、元気あふれるふくしまを築いていく「ふくしま文化元気ルネサンス宣言」を行うなど、県民総参加による文化の振興に力を注いでいます。

ふくしま文化元気ルネサンス宣言

わたしたちの郷土ふくしまは、地域で守り受け継いできた伝統文化や、「合唱王国ふくしま」に代表される芸術文化、暮らしの中で培われてきた生活文化など、彩り豊かな文化を育んできました。

こうした文化を伝え、広げ、そして新たな文化を創造し、高めていくのは、わたしたちの日常の営みであり、その根本にあるものは、人と人をつなぐきずなを大切にすることです。わたしたちのふくしまには、地域のきずな、思いやりにあふれた人々の温かさが脈々と息づいています。

時代がどのように変わろうとも、わたしたちの心のよりどころとして、生きがいをもたらす、地域を元気にする力となるもの、それが文化であり、人と地域をつなぐ文化は、地域に対する愛着や誇りを育みます。

わたしたちは、こうした先人たちから受け継いだ文化にふれ親しみ、一人ひとりが文化の担い手として生涯にわたってふくしまの文化を創造し、更に豊かなものへと育み、将来の世代へ引き継いでいきます。

そして、ふくしまの文化の力を高め、感性豊かな思いやりの心を育み、新たな魅力に満ちた元気あふれるふくしまを築いていくことを決意し、ここに宣言します。

わたしたちは、

◇彩り豊かなふくしまの文化にふれ親しみ、一人ひとりが文化の担い手としてさらに豊かなものへと育んでいきます。

わたしたちは、

◇文化の力を高め、人と人、人と地域のきずなを大切にする元気あふれるふくしまを築いていきます。

今回改定した総合計画の「めざす将来の姿」や「ふくしま文化元気ルネサンス宣言」を踏まえ、「Ⅲ めざす文化の姿」において、文化振興の「基本目標」及び「施策展望の視点」を示します。

1 文化振興の基本目標

文化は、人々に楽しさや感動、安らぎや生きがいをもたらすとともに、人々の感性や創造性を育み、豊かな人間性を養うなど、県民が真にゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現していく上で欠くことのできないものです。

また、文化には、人と人を結び、地域の連帯感や一体感を醸成する力や、人々に元気を与え、地域コミュニティ^{*}を活性化させ、魅力ある地域づくりを推進する力があります。

文化が経済活動において新たな需要や高い価値観を生み出す源泉ともなっており、文化を観光やまちづくり、産業振興など様々な分野と結びつけることが、地域の発展に重要な役割を果たすこととなります。

このような、文化の持つ「人を感動させ人間性を養う力」「地域の連帯感や一体感を醸成する力」「地域の魅力や価値を高める力」等を、本計画において「文化の力」と表現します。

県民一人ひとりが生きがいと幸せを実感できる県づくりを進めていくためには、本県の豊かな自然や風土、長い歴史や人々の関わりの中で形づくられてきた「ふくしま」の文化を、人づくり、地域づくりの基盤として継承・発展させていくことが、一層重要となっています。

「ふくしま」の文化の振興を図るためには、豊かな文化とそれを支える人、地域がしっかりとそろっている「ふくしま」の素晴らしさを再認識することから始まります。

○ 「ふくしま」の「人間力（豊かな創造性と感性）」を磨く

「ふくしま」の文化に触れ親しむことが、県民一人ひとりの感性や創造性を高め、自己実現と成長につながる契機となります。

県民一人ひとりが「ふくしま」の文化を再認識し、主体的に文化活動に関わる中で新たな「ふくしま」の文化の魅力を見出し、より質の高いものへと創造する活動を促進して、人づくり（「人間力（豊かな創造性と感性）」を磨く）につなげていきます。

それが、県民一人ひとりの「ふくしま」の文化に対する自信と誇り、愛着を育むことにつながります。

○ 「ふくしま」の「地域力（地域の個性と魅力）」を磨く

文化は、地域のきずなや温かな県民性によって守り、育まれてきたものであり、文化の担い手は地域であり、地域に暮らす人々です。

地域の人と人とのふれあいや支え合いの心で結ばれた豊かな地域コミュニティ^{*}が、文化の基盤であり、地域の特性を生かした文化振興を通して地域社会のきずなを強め、地域づくり（「地域力（地域の個性と魅力）」を磨く）につなげていきます。

それが、地域の文化を守り、育み、創造する力となり、そうして培われた文化が地域の活力の源となり、真の豊かさにつながります。

○ 人と地域をつなぐ「ふくしま」の「文化力」を高める

人と地域がいきいきと活力に満ち、将来に夢と希望を持てる「ふくしま」をつくっていくためには、文化の視点で自らの地域を改めて見つめ直し、地域の優れた文化を、守り、育み、創造し、次の世代に引き継いでいくことが大切です。

そのためには、県民一人ひとりが、地域や地域の人々との関わりの中で、文化の重要性を見直しながら、日々の暮らしの中に文化を取り戻すとともに、地域の持つ様々な資源や特性を生かした文化活動を展開することにより、地域の新たな魅力や価値を生み出す「文化力」を高めていくことが必要です。

「文化力」は、「人間力」や「地域力」の向上によって高まり、また、「文化力」が向上することにより、「人間力」と「地域力」も高まっていくものと考えます。

文化振興の取組みが、「ふくしま」の「文化力」を高め、観光や産業振興、まちづくりなど地域経済とつなぐことにより、地域に様々な豊かさをもたらし、人も地域も元気な「ふくしま」を創造していくことにつながります。

このような基本的な考え方を踏まえ、人と地域、それをつなぐ文化に着目し、本計画においては次のように基本目標を掲げます。

文化振興の基本目標

文化の光が新たな元気を生み出し 人と地域が輝く“新生ふくしま”の創造

“ふくしま”は、人々の温かさや地域のきずなが脈々と息づき、伝統文化をしつかり継承しながら、地域の様々な資源や日々の暮らしの中から新たな文化が創造され、それが地域の活力につながり、人も地域もいきいきと躍動する舞台^{ステージ}です。同時にそこは、“ふくしま”の人と地域、そして文化がハーモニーを奏で、潤いと安らぎに包まれた“ほっとする”癒しの空間となっています。

2 施策展開の視点

文化は、全ての県民が真にゆとりと潤いの実感できる心豊かな生活を実感していく上で不可欠なものであり、県民全体の宝となるものであります。

また、文化は、地域のきずなを強め、地域を誇りに思い、勇気と元気を与え、東日本大震災、原子力災害、風評被害の克服に立ち向かう県民を励ます力があり、「こころの復興」を遂げる上で重要なものであります。

このため、「**文化の光が新たな元気を生み出し 人と地域が輝く“新生ふくしま”の創造**」の実現に向けて、次の3つの視点に基づいて施策を展開します。

◇ 県民一人ひとりが文化の担い手

文化の担い手は、私たち県民一人ひとりであり、それぞれの生活、地域の中で文化を伝え、広げ、創造し、高めていくことが大切です。県民一人ひとりが文化の担い手として「ふくしま」の文化を支えていく機運の醸成を図り、文化を見る、自ら参画する、応援し支えるなど、県民一人ひとりの主体的で積極的な文化活動を促進する視点から施策を展開します。

◇ 多様で特色ある地域資源を活かす

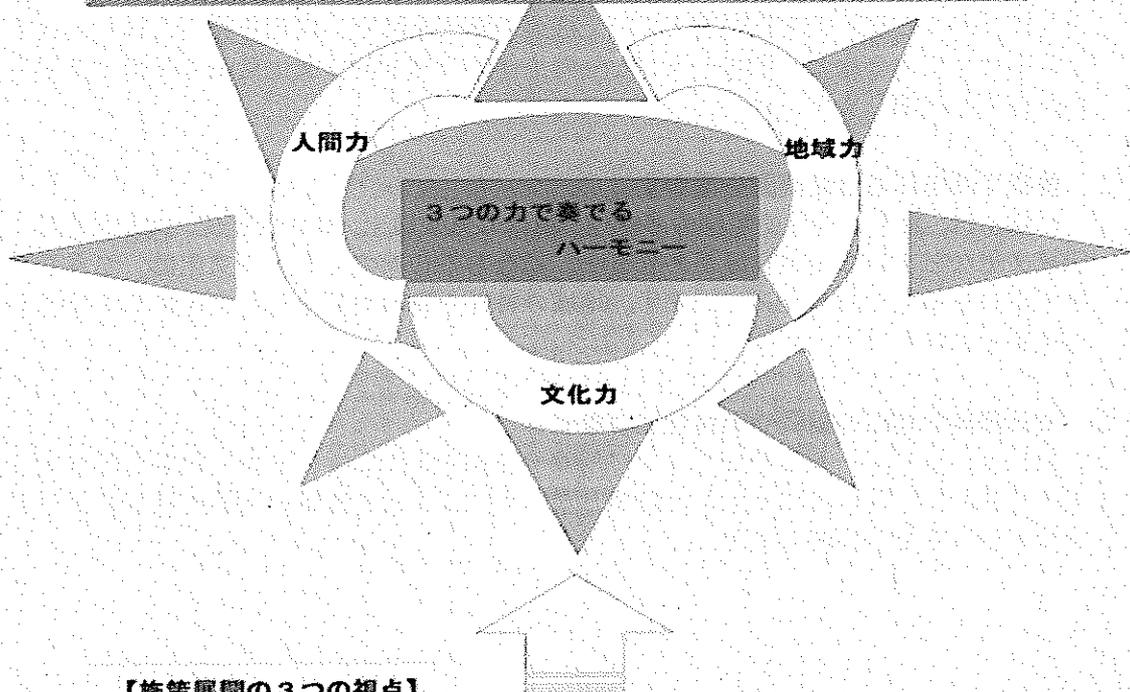
本県には、美しい自然や生物の多様性、独自の気候風土、豊かな歴史、文化的遺産、伝統文化など多彩な地域資源があります。私たちの日々の暮らしや文化は、こうした地域資源を基盤に成り立っています。地域の特性や資源を活かした文化振興の視点から施策を展開します。

◇ 文化振興を地域の復興や活性化につなぐ

文化は、人と人、人と地域をつなぐ基盤の役割を果たしています。地域の活性化に大きく関わり、経済面でも大きな資源となります。文化を地域の復興や活性化につなぐ視点から施策を展開します。

文化振興の基本目標

文化の光が新たな元気を生み出し
人と地域が輝く“新生ふくしま”の創造



【施策展開の3つの視点】

◇ 県民一人ひとりが文化の担い手

一人ひとりの主体で積極的な文化活動を促進する視点

◇ 多様で特色ある地域資源を活かす

地域の特性や資源を活かした文化振興の視点

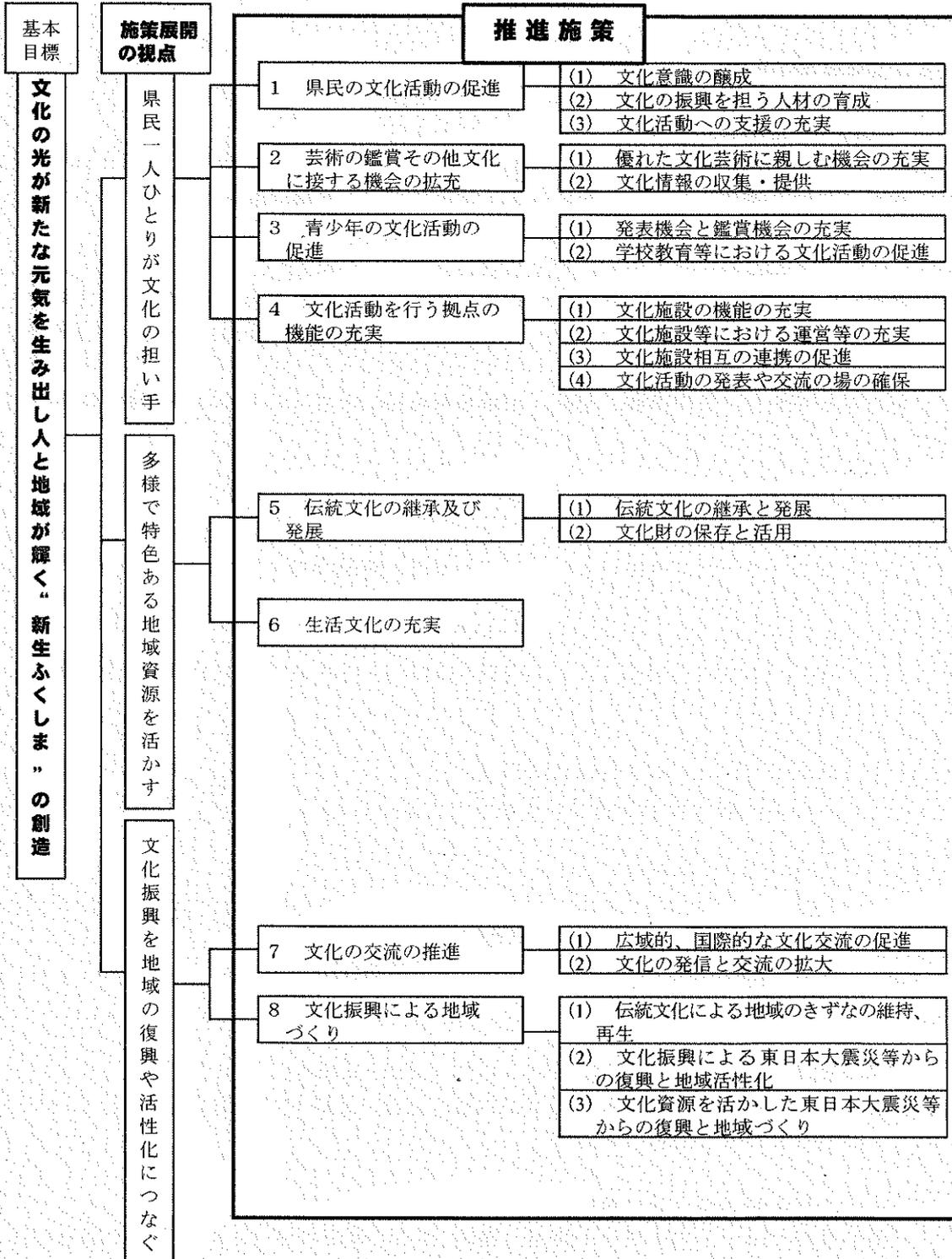
◇ 文化振興を地域の復興や活性化につなぐ

文化を地域の復興や活性化に活かしていく視点

IV 推進施策

「IV 推進施策」においては、今後8年間を通じて本県が目指す文化の姿の実現に向けて、さまざまな主体が力を合わせて取り組んでいく施策の方向性を示し、総合的かつ計画的に具体の施策の展開を図っていきます。

《施策体系図》



1 県民の文化活動の促進

県民の文化活動は、活動する者自らが生きがいや潤いなどの心の豊かさを得られるばかりでなく、活力に満ちた社会や個性豊かな地域の形成などの重要な要素となります。また、東日本大震災、原子力災害、風評被害等の困難な状況にある中で、地域のきずなが強まり、勇気と元気を与えられ、励まされるなど、「こころの復興」にとって重要なものとなります。

このため、県民の文化活動が促進されるよう各種施策に取り組みます。

(1) 文化意識の醸成

県民一人ひとりが、日常生活の中で文化に触れ親しみ、文化を楽しむことは、暮らしに潤いを与えるとともに、充実した生活を送ることにつながります。

このため、子どもから高齢者まであらゆる県民が、より一層文化についての関心を高め、理解を深めることができるよう、文化に対する意識の醸成を図っていくことが必要です。

また、大規模な自然災害等に対する備えとして「心構え」を身に付けておくことが重要であり、様々な災害の記録、教訓等を継承する必要があります。特に、千年に一度と言われる東日本大震災、引き続くレベル7*の東京電力福島第一原子力発電所の事故は、本県に地震、津波、原子力災害、風評被害と人類史上例の無い四重の災害をもたらしており、この体験、記憶、記録等を後世に伝えていくことが必要です。

【施策の方向】

- 文化イベントの開催や優れた文化の紹介
身近な文化施設などにおいて、文化イベントの開催や優れた文化の紹介などを行うことにより、県民の文化に対する意識の醸成を図ります。
- 地域資源を再発見する取組みの支援
歴史や伝統など地域の有する資源の素晴らしさを再発見する取組みを支援し、地域に対する愛着や誇りの醸成を図ります。
- 生涯学習における学習機会の充実
文化に関連する学習機会の充実に努めるとともに、eラーニング*等の学習用コンテンツ*の充実を図るなど、学習の時間がとれない世代にも学びやすいような環境づくりを推進します。
- 文化活動を支え応援する意識の醸成
地域ぐるみで文化活動や文化団体を支え応援する意識を育むことにより、地域の一体感の醸成に努めます。
- 東日本大震災、原子力災害等の体験、記憶、記録等の継承
東日本大震災、原子力災害等の体験、記憶、記録等を収集、保存し、次世代に継承していくことに努めます。

(2) 文化の振興を担う人材の育成

個性豊かなふくしまの文化の継承・発展、さらに新たなふくしまの文化の創造など、本県の文化の振興を図るためには、文化の担い手となる優れた人材が不可欠です。

また、東日本大震災、原子力災害で大きな被害を受け、存続が懸念される地域の民俗芸能等の継承、存続を図るため、担い手や後継者を育成することが不可欠です。

このため、新進・若手芸術家等を始め、文化の振興を担う人材の育成、確保を図ることが必要です。

【施策の方向】

- 新進・若手芸術家等への支援
優れた芸術家等を生み出す土壌づくりとして、県内在住や本県出身の新進・若手芸術家等の県内での発表活動の支援に努めます。
- 文化活動のリーダー等の養成・確保
多彩な文化事業の企画・実施にあたる専門家や文化活動のリーダー、コーディネーター等の養成・確保に努めるとともに、これらの人材に関する情報提供の充実を図ります。
- 被災地域の民俗芸能等の継承への支援
東日本大震災、原子力災害の影響で存続が危ぶまれる被災地域の祭りや民俗芸能等の継承を図るため、指導者や担い手、さらに後継者の育成・確保を図ります。
- 学芸員等の資質向上
文化施設の学芸員等の資質向上を図るとともに、その知識などを地域や学校に活かす取組みの充実を図ります。
- ボランティア、NPO*等の活動機会の充実
文化団体の活動を支え、応援するボランティア、NPO等の活動機会の充実を図るとともに、これらの組織間の交流を促進します。

(3) 文化活動への支援の充実

東日本大震災、原子力災害、風評被害等の困難な状況の中での心のよりどころ、あるいは勇気や元気の源として、また高齢化社会の進展など社会の成熟化に伴い、県民の様々な文化活動への意欲が高まってきています。

また、若者などが独自の感性で生み出す前衛的な芸術、ストリートパフォーマンス*などの新しい文化活動を既成概念にとらわれずに受け入れることも、新しい文化を創造する観点から大切なことです。

こうした県民のニーズや新たな動きに応えることは、個々人の創作意欲や技能の向上などに資するだけでなく、地域全体の文化振興への気運を盛り上げ、豊かな社会を育んでいくことにつながります。

このため、子どもから若者、シニア世代、高齢者まで、あらゆる県民の文化活動を促進するための支援の充実を図ることが必要です。

【施策の方向】

- 顕彰制度の充実
県民の文化活動への意欲を高めるため、優れた文化活動に対する顕彰制度の充実を図ります。

- (財) 福島県文化振興財団による支援事業の充実

平成 24 年 10 月、(財) 福島県文化振興基金（以下「基金」という。）と (財) 福島県文化振興事業団（以下「事業団」という。）が統合し、新しく (財) 福島県文化振興財団（以下「文化振興財団」という。）が誕生しました。文化振興財団の事業は、基金及び事業団のそれぞれの強みを生かした統合の効果により一層充実した内容となり、県民の積極的な文化活動の支援を促進します。
- 国、民間団体等の助成制度や企業等の文化支援活動の活用

東日本大震災、原子力災害の被災地域を支援するため拡充されたものもある、県民の文化活動を支援する国、民間団体等の行う助成制度や企業等の行う文化支援活動の活用を奨励します。
- 文化活動の発表機会の充実

県芸術祭、県総合美術展覧会、県文学賞など、県民の文化活動を発表する機会の充実を図ります。
- 文化施設等における成果発表の場の拡充

県文化センター、ビッグパレットふくしま等の文化・交流施設において、利用状況等の情報提供の充実に努め、成果発表の場の拡充を図るとともに、公民館や民間施設などの様々な施設の活用を奨励します。
- 文化団体の活性化の促進

県レベルの芸術文化団体等の活動を支援し、その積極的な活動により地域の文化団体の活性化を促進します。
- 若者などの文化芸術活動等の促進

子どもや若者が行う文化公演等への支援に努めるとともに、民間団体等が行う若者などの文化芸術活動や発表機会の充実を促進します。

◆ 施策の達成度を測る指標

No.	指標名	現状値	目標値(平成 32 年度)	備考
1	県民カレッジ*受講者数	H 23 年度 54,532 人	65,000 人	
2	学術・文化・芸術・スポーツを活動分野のひとつとしている NPO*の認証数	H 24 年度 289 団体	470 団体以上	
3	福島県芸術祭参加行事数	H 24 年度 71 行事	108 行事以上	H29.3 上方修正

[指標の解説]

- 1 推進施策「1 県民の文化活動の促進」「(1) 文化意識の醸成」のうち、「生涯学習における学習機会の充実」の達成度を分かりやすく示す指標として、「総合的な生涯学習サービスの提供を行う県民カレッジの県及び市町村主催講座の年間受講者数」を設定します。

生涯学習機会の充実に向けた事業の実施により、多くの県民が受講することを目指します。
- 2 推進施策「1 県民の文化活動の促進」「(2) 文化の振興を担う人材の育成」のうち、「文化活動のリーダー等の育成・確保」の達成度を分かりやすく示す指標として、「学術・文化・芸術・スポーツを活動分野のひとつとしている NPO の認証数」を設定します。

多くの NPO の学術・文化・芸術・スポーツの分野における積極的な活動の促進に向けた事業の

実施により、文化活動のリーダー等の養成、確保を目指します。

3 推進施策「1 県民の文化活動の促進」(3) 文化活動への支援の充実のうち、「文化活動の発表機会の充実」の達成度を分かりやすく示す指標として、「県内各地域の文化団体が福島県芸術祭に主催行事または参加行事として参加した行事数」を設定します。

文化活動の発表機会の充実に向けた事業の実施により、多くの県民が参加することを目指します。

2 芸術の鑑賞その他文化に接する機会の充実

県民一人ひとりが舞台芸術や美術の鑑賞などの優れた文化に触れ親しむことは、それにより新たな感動や喜びが得られるとともに、自ら文化活動を始めることへのきっかけともなります。また、地域のきずなが強まるとともに、勇気と元気が得られ、様々な困難な状況に置かれている県民を励ます大きな力となります。

このため、県民が身近なところで容易に文化に接することができる機会を拡充することが必要です。

(1) 優れた文化芸術に親しむ機会の充実

県民一人ひとりが、年間を通して優れた国内外の公演や展覧会を鑑賞するなどにより、困難な状況の中で、復興に向けて歩み続ける県民が勇気と元気を得ることができるとともに、豊かな感性を育むことができるよう、文化芸術に親しむ機会の充実を図ることが必要です。

【施策の方向】

- 文化施設における鑑賞機会の充実
県文化センター、県立美術館、県立博物館等の文化施設において、優れた舞台芸術、音楽、美術、工芸品等の鑑賞の機会の充実を図ります。
- 文化施設における参加・体験型事業の充実
県文化センター、県立美術館、県立博物館、アクアマリンふくしま等において、講習会、ワークショップ*等の参加・体験型事業の充実を図ります。
- ふくしまを応援する団体等との連携
ふくしまを愛し、ふくしまに心を寄せる団体、個人等との連携を図り、県内の文化施設等において、優れた文化芸術の鑑賞の機会の充実を図ります。
- 芸術家や文化団体等と学校等の連携の促進
芸術家や文化団体等と学校、公民館などの社会教育施設との連携を促進し、県民が身近に文化に接する機会の拡充に努めます。
- 高齢者、障がい者等が文化芸術に親しむ機会の充実
芸術家や文化団体等と福祉・医療施設や社会福祉法人、NPO*等との連携を促進し、高齢者、障がい者等が文化芸術に親しむ機会の充実を努めます。
- 文化振興財団の事業による文化芸術に親しむ機会等の充実
文化振興財団の積極的な自主事業、支援事業の展開により、県民の優れた文化芸術を鑑賞する機会や文化活動に親しむ機会の充実を図ることを促進します。

(2) 文化情報の収集・提供

県民の文化活動の一層の活性化を図るためには、文化関連のイベントや指導者、団体等の様々な情報を収集し、インターネットや文化情報誌などの多様な手段を活用して広く提供する必要があります。

【施策の方向】

- 文化イベントや文化団体等の情報収集・提供の充実
文化に対する県民の多様なニーズに応えるため、文化関連のイベント情報や文化活動を行っている県民、団体、施設等の情報について収集に努めるとともに、インターネットや文化情報誌などの媒体を活用し、その提供の充実に努めます。
- 文化振興財団による情報のネットワークの構築等
文化振興財団が行う文化団体関連の情報誌の発行や文化施設、文化団体相互の情報の交換や支援のネットワークの構築により、文化団体の活動や県民の文化活動への支援を促進します。

◆ 施策の達成度を測る指標

No.	指標名	現状値	目標値(平成 32 年度)	備 考
文化施設の入館者数				
1	県立美術館	H 23 年度 103,960 人 (参考: H 22 年度 140,232 人)	120,000 人以上	
2	県立博物館	H 23 年度 82,414 人 (参考: H 22 年度 95,556 人)	100,000 人以上	
3	福島県文化センター	H 23 年度 62,929 人 (参考: H 22 年度 314,413 人)	345,800 人以上	
4	アクアマリンふくしま	H 23 年度 258,244 人 (参考: H 22 年度 861,326 人)	900,000 人以上	
5	まほろん	H 23 年度 22,528 人 (参考: H 22 年度 28,231 人)	30,000 人以上	

〔指標の解説〕

推進施策「2 芸術文化の鑑賞その他文化に接する機会の充実」「(1) 優れた文化芸術に親しむ機会の充実」のうち、「文化施設における鑑賞機会の充実」の達成度を分かりやすく示す指標として、「各施設の入館者数」を設定します。

文化施設における鑑賞機会の充実に向けた事業の実施により、多くの県民が入館することを目指します。

「文化施設の入館者数」について、現状値を平成 23 年度としておりますが、震災前の平成 22 年度の数値についても記載しています。

3 青少年の文化活動の促進

青少年が様々な文化に触れるとともに、自ら文化活動に取り組むことは、豊かな人間性や創造性を育む上で大変重要です。また、青少年期の文化体験は、その人が生涯にわたって文化に対し高い関心を持ち、積極的に理解を深めていくための基盤となるものです。

さらに、青少年は、復興への確かな歩みを続けるふくしまの将来を託される存在であるとともに、これまで育まれてきた文化を継承しつつ、将来にわたって豊かな文化を築く担い手としても期待される存在です。

このため、青少年が身近な地域や学校において、その地域で育まれてきた文化をはじめ多彩な文化に接する機会を拡充するとともに、積極的、主体的に文化活動を行うことができるよう環境の整備を図ることにより、青少年の文化活動を促進していくことが必要です。

(1) 発表機会と鑑賞機会の充実

青少年が、年間を通して文化活動の成果を発表する場の充実を図るとともに、優れた文化芸術を身近に鑑賞できる機会の充実を図ることが重要です。

【施策の方向】

- 青少年の文化活動の発表機会の充実
県総合美術展覧会や県文学賞への作品募集などを通して、青少年の文化活動の成果を発表する機会の充実を図ります。
- 青少年の文化芸術の鑑賞機会の充実
芸術家や文化団体等と学校との連携を促進し、青少年に対する芸術の鑑賞その他文化に接する機会の充実を図ります。
- 青少年の参加・体験型事業の充実
青少年の感性や創造性を育むため、県文化センター、県立美術館、県立博物館、アクアマリンふくしま等において、講習会、ワークショップ[※]等の参加・体験型事業の充実を図ります。
- 青少年と文化団体等との交流
平成23年度に開催された第35回全国高等学校総合文化祭[※]によって豊かな感性や創造性を育まれた本県の次代を担う高校生を中心に、美術、工芸、文学などの県内の文化団体や在京美術家、文化施設学芸員等が連携したワークショップ[※]を開催し、青少年の文化活動の充実を図ります。

(2) 学校教育等における文化活動の促進

学校教育において本県の多様な文化に関する教育を充実すること、家庭、地域、学校の連携により子どもの読書活動を進めること、将来の文化の担い手となる子どもたちの育成に努めることなどが必要です。

【施策の方向】

- 学校における伝統や文化に対する教育の充実
様々な教科等において、郷土の伝統や文化に触れさせるなど、地域や文化団体等と連携し、伝統や文化に関する教育を充実します。

□ 子どもの読書活動の推進

子どもに読書の楽しさを実感させ、生涯にわたる望ましい読書習慣を形成させるため、「子ども読書活動推進計画」をもとに学校図書館と公共図書館の連携を促進するなど、家庭、地域、学校の連携による子どもの読書活動を進めます。

□ 学校における文化・芸術活動の活性化

平成 23 年 8 月に開催された第 35 回全国高等学校総合文化祭*を契機に高まりを見せた、高校生の文化・芸術活動のより一層の活性化を図ります。

□ 将来の文化の担い手の育成

小中学生に対する芸術文化に関する実践的な講座の開催、民俗芸能を守る子ども同士の交流などにより、将来の本県文化の担い手となる子どもたちの育成に努めます。

◆ 施策の達成度を測る指標

No.	指標名	現状値	目標値(平成 32 年度)	備考
1	青少年の県総合美術展覧会への出品数	H 24 年度 102 点	250 点以上	
2	青少年の県文学賞への応募数	H 24 年度 38 点	55 点以上	

〔指標の解説〕

- 1 推進施策「3 青少年の文化活動の促進」「(1) 発表機会と鑑賞機会の充実」のうち、「青少年の文化活動の発表機会の充実」の達成度を分かりやすく示す指標として、「福島県総合美術展覧会への青少年(20 才未満)の作品出品数」を設定します。

青少年の文化活動の発表機会の充実に向けた事業の実施により、多くの青少年が出品することを目指します。

- 2 推進施策「3 青少年の文化活動の促進」「(1) 発表機会と鑑賞機会の充実」のうち、「青少年の文化活動の発表機会の充実」の達成度を分かりやすく示す指標として、「福島県文学賞への青少年(20 才未満)の作品応募数」を設定します。

青少年の文化活動の発表機会の充実に向けた事業の実施により、多くの青少年が応募することを目指します。

4 文化活動を行う拠点の機能の充実

県民の文化活動を活発化するためには、文化活動を行う拠点である各文化施設等の整備とともに、県民の多様で高度なニーズに対応した機能の充実を図ることが必要です。

また、県民の誰もが利用しやすい文化施設等の運営の充実や、文化施設相互間の連携の促進を図るとともに、日常生活の中で気軽に文化活動の発表や交流を行う場を確保することが必要です。

(1) 文化施設の機能の充実

県民の文化活動の拠点となる県内の文化施設の果たす役割は大きく、本県文化の一層の振興を図るため、その機能の充実を図る必要があります。

【施策の方向】

□ 県文化センター、まほろんの中核的機能の充実

県内における各種文化施設の中核として、県文化センターの機能の充実に努めるとともに、警戒区域内等にあり利用できない各種文化施設を代替する施設としての機能を果たすことに努めます。

また、まほろんにおいては、東日本大震災により被害を受けた、あるいは警戒区域内等に所在し、本来の役割を果たすことのできない資料館等の収蔵品、収蔵資料等の整理、修復、保存、保管等を行い、文化財レスキュー機能を果たすことに努めます。

□ 地域の文化施設の機能の充実

県民の身近な文化活動の場となる市町村の文化施設の機能の充実を促進します。

(2) 文化施設等における運営等の充実

県民ニーズの多様化、高度化を踏まえ、各種文化施設等が地域住民の文化活動の場として積極的に活用されるよう、運営等の充実を図る必要があります。

【施策の方向】

□ 県立文化施設における展示・企画等の充実

県文化センター、県立美術館、県立博物館、県立図書館、アクアマリンふくしま、まほろん等において、美術作品・資料等の収集と調査研究を計画的に推進し、常設展、企画展、教育普及事業など展示・企画等の充実を図り、県民誰もが利用しやすい運営に努めます。

□ 市町村立文化施設等における展示・企画等の充実

各地域の文化施設や公民館等において、展示・企画の充実や地域住民が利用しやすい運営を促進します。

□ 文化施設等における企画等を担当する職員の育成

文化施設等において、文化事業の企画やコーディネート等を担当する職員の育成に努め、質の高い文化事業の提供に努めます。

(3) 文化施設相互の連携の促進

高度情報化の進展や県民ニーズの多様化、高度化を踏まえ、文化施設等相互間の情報ネットワークや事業の連携を図ることが必要です。

【施策の方向】

- 文化施設等相互間のネットワーク化の促進
文化施設等の情報を効果的に提供するため、文化施設等における文化情報の共有化を促進するなど、文化施設等相互間のネットワーク化に努めます。
- 県立文化施設相互の連携の推進
県文化センター、県立美術館、県立博物館、県立図書館、アクアマリンふくしま、まほろん等において、魅力ある展示や講座等を行い、各施設相互の連携を推進することにより、県民の利用の促進と学びの場の充実を図ります。

(4) 文化活動の発表や交流の場の確保

県民の文化活動を活発化するため、県民が身近に、かつ、気軽に文化活動や交流を行うことができる場の充実が必要です。

【施策の方向】

- 文化活動の成果発表等の場の確保
民間施設等の空きスペースの活用を奨励し、文化活動の成果発表、練習等の場の確保に努めます。
- 地域の芸術家等が集い交流する場の確保
地域の芸術家、伝統芸能・技能保持者や愛好家等が気軽に集い、交流する場の確保に努めます。

◆ 施策の達成度を測る指標

No.	指標名	現状値	目標値(平成 32 年度)	備考
文化施設の入館者数				
1	県立美術館	H 23 年度 103,960 人 (参考: H 22 年度 140,232 人)	120,000 人以上	
2	県立博物館	H 23 年度 82,414 人 (参考: H 22 年度 95,556 人)	100,000 人以上	
3	福島県文化センター	H 23 年度 62,929 人 (参考: H 22 年度 314,413 人)	345,800 人以上	
4	アクアマリンふくしま	H 23 年度 258,244 人 (参考: H 22 年度 861,326 人)	900,000 人以上	
5	まほろん	H 23 年度 22,528 人 (参考: H 22 年度 28,231 人)	30,000 人以上	

〔指標の解説〕

推進施策「2 芸術文化の鑑賞その他文化に接する機会の充実」「(1) 優れた文化芸術に親しむ機会の充実」のうち、「文化施設における鑑賞機会の充実」の達成度を分かりやすく示す指標として、「各施設の入館者数」を設定します。

文化施設における鑑賞機会の充実に向けた事業の実施により、多くの県民が入館することを目指します。

「文化施設の入館者数」について、現状値を平成 23 年度としておりますが、震災前の平成 22 年度の数値についても記載しています。

5 伝統文化の継承及び発展

県内各地に伝承、保存されてきた伝統文化は、本県の特色ある文化の重要な構成要素であるばかりでなく、新たな文化を創造していくための基盤であります。

東日本大震災、原子力災害の発生や少子高齢化など急速な、急激に社会環境が変化する中、伝統文化を次代に引き継いでいくとともに、積極的に活用し発展させていくことが、本県の東日本大震災、原子力災害、風評被害からの復旧・復興を図る上でも重要になっています。

(1) 伝統文化の継承と発展

地域の生活の中で生まれ、伝承されてきた民俗芸能、祭りや年中行事、民話、工芸技術などの伝統文化は、くらしに潤いをもたらし、豊かにするとともに、地域の連帯や世代間交流に重要な役割を果たしてきました。

しかしながら、特に過疎・中山間地域*などにおいては、少子高齢化の進展、地域コミュニティ*活動の衰退などにより伝統文化の担い手が減少し、また、東日本大震災、原子力災害の被災地域、特に警戒区域*、計画的避難区域*等に指定された地域においては、県内外への避難を余儀なくされていることなどにより伝統文化の担い手が分散し、行事そのものを執り行うことができず、存続の危機にあるものも少なくありません。

伝統文化を確かな形で引き継いでいくことは、伝統文化そのものの保存と同時に、地域のきずなを維持し、地域の特色を持った新たな文化を創造していくための基盤でもあります。

このため、伝統文化を守り伝えるとともに、時代の変化に応じた形で発展させていくことが必要です。

また、埋もれている地域の伝統文化を掘り起こし、地域の歴史や文化を再発見、再認識し、「ふるさとの宝」として磨きをかけ、広く発信していくことが重要です。

【施策の方向】

□ 伝統文化の後継者の養成

民俗芸能などの伝統文化を確かな形で引き継いでいけるよう、後継者養成に努めます。

□ 警戒区域等に所在した民俗芸能等の担い手等の育成

県内外の避難先等において、地域コミュニティ*を維持し、またふるさとへの帰還後には地域コミュニティ*を再生するよりどころとなる地域の祭りや民俗芸能等を確かな形で継続し、かつ、継承できるよう、担い手や後継者の育成、確保に努めます。

□ 民俗芸能等の衣装、用具の復旧、修復

東日本大震災により流失したり、また原子力災害により警戒区域等の指定を受けたことの影響で損傷、損壊したままの状態にある民俗芸能等の衣装や用具の復旧、修復に努めます。

□ 伝統文化の保存・活用

伝統文化の現況調査、資料収集及び映像記録の作成を支援するなど、保存・活用に努めます。

- 伝統的技術、技法の継承
伝統的工芸品の貴重な担い手として伝統工芸士*の育成に努めるなど、産地固有の伝統工芸の技術、技法を時代へ継承していきます。
- 伝統文化に親しむ機会の拡充
民俗芸能等の発表や伝統工芸の展示会等の開催により、発表の場と鑑賞機会の充実を図るなど、伝統文化に接する機会と披露する機会の拡充に努めます。
- 伝統文化の理解の促進
伝統文化の理解を促進するとともに、「ふるさとの宝」として磨きをかけ、広く発信するため、地域の文化資源の良さや価値を再確認、再認識する講演会、見学会等の学習機会の充実を図ります。
- 学校における伝統文化に関する教育の充実
総合的な学習の時間やクラブ活動の時間などを通して、学校教育における伝統文化に関する教育を充実します。
- 子どもたちの地域の伝統文化を愛するこころの醸成
子どもたちが取り組む民俗芸能の伝承活動への支援などを通して、子どもたちの地域の伝統文化を愛するこころの醸成を図ります。
- 伝統文化を発展させる取組みの支援
地域固有の伝統文化の価値や歴史を再認識し、時代の変化に応じた形で発展させる取組みを支援します。

(2) 文化財の保存と活用

文化財は、現代を生きる私たちが、郷土の歴史や文化を理解する上で欠かせないものであるとともに、新たな文化を創造していく上での基盤となるものです。

このため、先人から受け継いだ貴重な財産である文化財を大切に保存し、次代に引き継いでいくとともに、県民に様々な形で公開し、活用していくことが必要です。

【施策の方向】

- 重要な文化財の指定による保存と活用
県内に数多く存在する歴史的、芸術的または学術的な価値を持つ文化財を、国、県及び市町村がそれぞれ重要文化財等として指定し、その保護・保存及び適切な活用に努めます。また、震災等で被災した国、県指定文化財の速やかな修復を進めます。
- 災害時の文化財の保存、救出
地震、津波等による被災によって「ふるさとの宝」である文化財が滅失、毀損等のすることがないように防災システムや、緊急時の救出システム等の調査・研究を行い、災害時における文化財の保存、救出体制の構築を支援します。
- 文化財に接する機会の充実
文化財が持つ意味や良さが人々に伝わるよう、ホームページ等による情報発信

の推進や、文化財を公開する場の確保などにより、県民の文化財に接する機会の充実を図ります。

- 文化財センターの運営の充実
まほろんにおいて、文化財の調査・研究を行うとともに、参加・体験型の展示を行うなど、より県民に親しまれる施設運営を図ります。
- 文化財に関する学習機会の拡充
様々な学習の場において、文化財に関する学習機会の拡充を促進します。

◆ 施策の達成度を測る指標

No.	指標名	現状値	目標値(平成 32 年度)	備考
1	地域伝統芸能交流会参加児童生徒数	H 24 年度 40 人	延べ 360 人以上	
2	まほろんの入館者数	H 23 年度 22,528 人 (参考: H 22 年度 28,231 人)	30,000 人以上	
3	被災文化財の修復件数の割合	H 23 年度 25 %	100 %	

[指標の解説]

- 1 推進施策「5 伝統文化の継承及び発展」「(1) 伝統文化の継承と発展」のうち、「伝統文化の後継者の育成」の達成度を分かりやすく示す指標として、「地域伝統芸能交流会参加児童生徒数」を設定します。

地域伝統芸能の担い手として期待されている児童生徒が触れ合い、交流する事業の実施により、後継者の育成、確保につながることを目指します。

- 2 推進施策「5 伝統文化の継承及び発展」「(2) 文化財の保存と活用」のうち、「文化財センターの運営の充実」の達成度を分かりやすく示す指標として、「文化財センター白河館「まほろん」の入館者数」を設定します。

「まほろんの入館者数」について、現状値を平成 23 年度としておりますが、震災前の平成 22 年度の数値についても記載しています。

文化財センターの運営の充実に向けた事業の実施により、多くの県民が入館することを目指します。

- 3 推進施策「5 伝統文化の継承及び発展」「(2) 文化財の保存と活用」のうち、「重要な文化財の指定による保存と活用」の前提となる震災により被害を受けた文化財の修復状況を分かりやすく示す指標として、「被災文化財の修復件数の割合」を設定します。

被災した国県指定の文化財の修復に向けた事業の実施により、重要な文化財の保存と活用を目指します。

6 生活文化の充実

生活文化は、豊かな自然や景観、気候・風土を背景に、人々の日々の暮らしを営む中から育まれ受け継がれてきたものであり、日常生活を取り巻く様々な環境は文化を育む重要な地域資源です。

また、人々の生活意識や価値観が多様化する中で、一人ひとりが日常生活や身近な生活環境の中に価値や生きがいを見だし、地域において真に豊かで充実した生活を享受することの重要性が増しています。

このため、すべての県民が、「ふくしま」独自の資源を活かした快適な生活の実現や、「ふくしま」らしい暮らしの充実を図ることが重要です。

しかし、東日本大震災、引き続き原子力災害により豊かな緑と砂浜が調和した美しい海岸線や歴史的な風情のある街並みなどの美しい景観が損壊されるとともに、豊かな自然環境は放射性物質によって汚染されました。また、豊かな食文化の源であった豊富な農林水産物は、作付制限や摂取制限が行われるとともに、出荷制限により一部を除き漁業者が出漁を見合わせているなど大変厳しい状況に置かれています。

このようなことから、放射性物質に汚染された生活空間、土壌などの徹底した除染などにより、美しく豊かな県土を再生するとともに、放射性物質に対する厳しい検査体制を構築することにより食の安全、安心を確保することが求められています。

【施策の方向】

□ 県民運動*の推進

多様な主体の参加と連携により、人にも自然にも心温かで思いやりが息づく地域づくりを推進する県民運動を進めます。ふるさとを離れた避難先においても地域のきずなを強め、互いに支えあう良好な地域社会の形成の支援に努めます。

□ 安全で安心な暮らしの充実

安全に安心して暮らし、活動することができるよう、地域の住民やボランティア、NPO*などの地域活動への参加を促進します。

□ ふくしま型ユニバーサルデザイン*の推進

すべての人が日々の暮らしが快適であることを実感できるよう、ふくしま型ユニバーサルデザインの考え方を推進します。

□ 仕事と生活の調和*（ワーク・ライフ・バランス）の促進

誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進します。

□ 安全で安心な環境の確保

放射性物質に汚染された生活圏、農地、森林などの徹底した除染及び汚染廃棄物の円滑な処理により安心して生活できる環境の確保を図ります。

□ 自然と社会との共生

豊かな自然環境やそこで育まれる生物の多様性*を保全するとともに、人々の心に安らぎを与える良好な自然環境と景観の回復、保全と創造に努め、自然と社会との共生を図ります。

- 豊かな食生活の支援
県内各地域における農林水産物の放射性物質の検査体制、検査機器等の充実、強化を図り、農林水産物の流通・消費における安全、安心を確保します。また、県民の豊かな食生活を支える「果樹王国ふくしま」を代表するももや日本なしなどの産地育成を推進するとともに、地域特性を活かした多様な食文化を支援します。
- 地産地消^{*}の推進
郷土料理をはじめ、衣・食・住などの生活に係る身近な地域固有の資源や文化のよさを再発見し、地産地消を推進します。
- 環境に配慮したゆとりある生活空間の形成
地域の特性を活かした都市公園などの整備による潤いのある都市環境の創出や、緑の文化財の保護などによる緑化環境の創造、歴史的な風情を活かした街並みの創出など、環境に配慮したゆとりのある生活空間の形成に努めます。
- 森林文化の振興
森林の恵みに支えられている豊かな生活環境や日常生活を享受できるよう、多彩な森林文化の振興に努めます。
- 芸能、国民娯楽等の普及
県民が身近に親しめる歌唱などの芸能、囲碁・将棋などの国民娯楽等の普及に努めます。

◆ 施策の達成度を測る指標

No.	指標名	現状値	目標値(平成32年度)	備考
1	NPO [*] 法人認証件数	H23年度 累計 631件	累計 1,055件以上	
2	地域住民やNPO [*] 等による地域づくり活動に積極的に参加していると回答した県民の割合(支援を含む)	H24年度 15.2%	上昇を目指す	意識調査項目

[指標の解説]

- 1 推進施策「6生活文化の充実」のうち「県民運動の推進」の達成度を分かりやすく示す指標として、「NPO法人認証件数」を設定します。
NPO法人の増加に向けた事業の実施により、県民運動を推進する主体として多くのNPO法人が参加することを目指します。
- 2 推進施策「6生活文化の充実」のうち「安全で安心な暮らしの充実」の達成度を分かりやすく示す指標として、「地域住民やNPO等による地域づくり活動に積極的に参加し、又は支援していると回答した県民の割合」を設定します。
安全で安心な暮らしの充実に向けた事業の実施により、多くの県民が地域づくり活動に積極的に参加・支援することを目指します。

※ 意識調査項目は、通常の指標で測ることが困難な県民の意識について、県政世論調査結果を用い、県民の視点から県の取組み状況を評価するものです。

7 文化の交流の推進

異なる歴史や風土などに育まれた様々な文化が交流することは、それぞれの文化に対する理解を深めるとともに、ふくしまの実情の理解の促進にもつながり、さらに県民の文化活動をより一層活発化させることとなります。

特に、国際化の進展に伴う様々な国との文化の交流は、日ごろの生活に新たな刺激を与え、自らの文化を見つめ直す契機となるとともに、文化の発展や創造、地域の活性化や傷ついたイメージの回復につながることを期待されます。

このため、地域やジャンルを越えた多様な文化交流を推進するとともに、本県文化を全国に発信し、交流の拡大につなげていくことが必要です。

(1) 広域的、国際的な文化交流の促進

福島空港の就航先を始め、国内外の様々な地域や外国人等との文化交流は、県民の文化活動の活発化と地域の活性化につながります。

このため、文化団体等による広域的、国際的な文化交流を促進することが必要です。

【施策の方向】

□ 国内外の文化交流の促進

福島空港の就航先との交流事業、国民文化祭への参加や他県との交流事業の実施などにより、国内外の様々な地域との文化交流を促進します。

□ 文化交流による新しいイメージの発信

様々な国や地域との文化交流を促進し、正確な情報の発信と本県の理解を進めることにより、原子力災害と風評によって大きく傷つき、損なわれた「フクシマ」、「FUKUSHIMA」のイメージを払拭するとともに、新しい福島のイメージを発信します。

□ 県内在住外国人等との文化交流の促進

県内に在住する外国人等との日常生活を通じた文化交流を促進し、異文化と共生する社会づくりを進めます。

□ 学校における国際理解教育の推進

総合的な学習の時間等において、国際協力に携わった方々や地域に在住する外国人、教育旅行で本県を訪れる海外の学校との交流等により、児童生徒の異文化理解を深め、国際理解教育を推進します。

□ 国際文化交流の促進

市町村や民間団体などによる様々な国際交流事業との連携を強化し、国際文化交流を促進します。

□ 本県の文化特性を活用した文化交流の推進

全国に誇れる本県の文化的特性と県内の優れた文化施設等を活用した県外の学校・団体等の合宿誘致の取組みなどにより、様々な地域との文化交流を推進します。

(2) 文化の発信と交流の拡大

全国的な規模の文化交流イベントの開催等により、本県の様々な文化活動を全国に発信するとともに、交流の拡大を図ることが必要です。

【施策の方向】

- 全国規模の文化交流イベントの開催
 全国高等学校パソコンコンクール[※]、声楽アンサンブルコンテスト全国大会[※]などの全国規模の文化交流イベントを開催し、本県文化の発信と交流の拡大を図ります。
- 本県文化の特色を生かしたイベントの開催
 平成 24 年秋に開催された地域伝統芸能全国大会ふるさとの祭り 2012 の意義を継承する、本県の彩り豊かな文化芸術活動や特色ある多様な祭りや民俗芸能などの公演を行い、本県文化の発信と交流の拡大を図り、本県の理解の促進とともに、復興への確かな歩みを伝え続けます。
- フィルム・コミッション[※]との連携の推進
 首都圏との近接性や豊かな自然・景観などの文化資源を活かし、県内のフィルム・コミッション等と連携してロケ地誘致活動を促進し、映画やテレビ番組等を通して本県の優れた文化を全国に発信するとともに、交流の拡大につなげます。

◆ 施策の達成度を測る指標

No.	指標名	現状値	目標値(平成 32 年度)	備考
1	グリーンツーリズムインストラクターによる受入人数	H 23 年度 156,494 人 (参考: H 22 年度 258,392 人)	290,000 人以上	
2	声楽アンサンブルコンテスト全国大会の推薦及び公募団体数	H 23 年度 171 団体	260 団体以上	H29.3 上方修正

〔指標の解説〕

- 1 推進施策「7文化の交流の推進」(1) 広域的、国際的な文化交流の推進のうち、「文化交流によるイメージの回復」の達成度を分かりやすく示す指標として、「グリーンツーリズムインストラクターによる受入人数」を設定します。
 「グリーンツーリズムインストラクターによる受入人数」について、現状値を平成 23 年度としておりますが、震災前の平成 22 年度の数値についても記載しています。
 工芸体験、農業体験、自然体験等の地域の文化資源を活用した事業の実施により、交流人口の拡大を目指します。
- 2 推進施策「7文化の交流の推進」(2) 文化の発信と交流の拡大のうち、「全国規模の文化交流イベントの開催」の達成度を分かりやすく示す指標として、「声楽アンサンブルコンテスト全国大会への各都道府県合唱連盟の推薦団体及び公募団体の合計数」を設定します。
 全国規模の文化交流イベントの開催に向けた事業の実施により、多くの推薦・応募を目指します。

8 文化振興による地域づくり

文化は、地域の経済や社会を支える大事なよりどころです。文化を観光やまちづくり、産業振興などの様々な分野と結びつなげることで、新たな魅力や価値が生み出され、人々に元気を与え、地域コミュニティ^{*}を活性化させます。

県内各地には、美しい自然や歴史、風土に培われた多様な資源があり、これらの資源が持っている文化の価値を再認識し発展させることによって、経済的な豊かさや温かな地域コミュニティ^{*}の形成につながります。

また、地域の特色ある風土に育まれた個性豊かな文化は、そこに住む人々の心のよりどころであり、地域のきずなを強める力があります。平成 24 年夏、2 年振りに本来の姿で開催された一千有余年の歴史と伝統を誇る相馬野馬追には、ふるさとを離れ県内外で避難生活を送る人々も騎馬武者として参加し、あるいは観覧に集いました。その喜びと感動に満ち溢れた姿には、伝統文化の持つ力が示されていました。

このため、地域の特性や様々な資源を活かした文化振興を図ることによって、人と人、人と地域のきずなを強め、地域の復興や活性化、地域づくりにつなげていく必要があります。

(1) 伝統文化による地域のきずなの維持、再生

東日本大震災、原子力災害により、多くの県民が県内外での厳しい避難生活を余儀されている現在、ふるさとへの帰還の見通しが不確定な中であっても、避難先においてふるさとの宝である伝統文化を継続することは、ふるさとへの思いを繋ぎ、心が折れることのないよう地域のきずなを維持し、ふるさとへの帰還後において地域のきずなを再生することにつながります。

【施策の方向】

□ 民俗芸能等の継承への支援

避難先等において、祭りや民俗芸能、伝統行事等を披露し、あるいは開催することにより地域のきずなを維持するため、その公演等を支援するとともに、その指導者や担い手、あるいは後継者を育成する講習会等の開催を支援します。

□ 民俗芸能等の発表の機会の支援

本来の行事としては執り行うことができない民俗芸能等の担い手のモチベーションを維持するとともに、ふるさとを離れ、避難を余儀なくされている人々が集い、ふるさとへの思いを繋ぐため、その発表の機会の確保を支援します。

□ 民俗芸能等の再興への支援

担い手等の避難により、継続が困難な民俗芸能等の仕草や様子を映像により記録し、ふるさとへの帰還後に地域のきずなの再生を図るため、その再興を支援します。

(2) 文化振興による東日本大震災等からの復興と地域活性化

本県の豊かな自然や美しい景観、食、伝統的な祭りなどの文化資源は、人々の心を惹きつけ、その地域の魅力を高め、そこに住む人々の心のよりどころとなり、地域のきずなを強めるとともに、本県観光の重要な素材となっています。

また、本県の気候・風土に培われ営まれている農林水産業や伝統産業などは、地場産業として地域経済の一翼を担っており、地域の伝統文化を支えるとともに、他の様

々な分野と連携することにより、新たな価値や魅力の創造にもつながります。

【施策の方向】

- 伝統文化による震災からの復旧・復興への支援
被災地域の復旧・復興を支える力になるとともに、復旧・復興の象徴ともなるその地域の祭りや民俗芸能等が本来の姿で執り行うことができるよう支援に努めます。
- 文化と観光との連携
本県の豊かな自然や美しい景観、郷土料理や果物、文化財や伝統的な祭りなどの文化資源を観光資源として活用することにより、交流人口の拡大を図るとともに、地域文化の情報発信に努めます。
- 文化を活かした地域産業の活性化
地域の文化に根ざした伝統産業や新たな文化芸術を創造するコンテンツ*産業、地域の食文化や暮らしを支える農林水産業など、地域固有の資源や文化を活かした産業の活性化に努めます。
- 文化振興による地域イメージの創出
地域で培われてきた文化資源を再認識し、その価値に磨きをかけ、地域の魅力を一層高めるなど、文化振興により地域イメージの創出・向上を図ります。

(3) 文化資源を活かした東日本大震災等からの復興と地域づくり

地域に残る歴史的な建造物や街並み、伝統的な行事や祭り、豊かな自然や美しい景観などは、心の大きなよりどころであるとともに、特色ある地域づくりの重要な資源であり、東日本大震災、原子力災害からの復興を目指す力の源ともなり、また新たな文化を創造する土壌でもあります。

地域の人々が、それぞれの地域の文化資源への関わりを通して、地域に対する愛着や誇りが醸成され、温かな人と人、人と地域のきずなが生まれ、復興への大きな糧となっていくます。

このため、県内各地の豊かな文化資源を、地域コミュニティづくりやボランティア活動に、被災地域においては復興への基盤づくりなどに活用し、若者や団塊の世代などの力により、そして被災地域の復興を応援する人々を始め多様な主体の力を結集し、東日本大震災と原子力災害からの復興と温かで潤いのある地域づくりを進める必要があります。

【施策の方向】

- 被災地域の文化資源を活かした復旧・復興への支援
被災地域の愛着や誇りであるとともに、その地域の象徴である文化資源を活かした復旧・復興への取組の支援に努めます。
- 多様な主体との協働による地域の復興、地域コミュニティ*の再生と活性化
地域住民やボランティア、NPO*などの多様な主体と協働し、地域の誇りである伝統的な行事や祭りなどの地域活動への地域全体での参加を促進することにより、地域の復興、地域コミュニティの再生と活性化を進めます。

- 個性豊かな景観や街並みの形成
美しい自然や地域に残る歴史的な建造物などの文化資源を活かし、個性豊かな景観や街並みの形成を進めます。
- にぎわいのあるまちづくり、里づくり
それぞれの地域が持つ歴史や伝統を生かしながら、周辺環境と調和した個性豊かにぎわいのあるまちづくり、里づくりを進めます。
- 文化資源による地域の一体感や誇りの醸成
地域に伝わる伝統文化や生活の知恵の継承、自然環境の保全の取り組みなど、地域の文化を守り、伝える活動を支援し、地域の一体感や誇りを醸成します。
- 文化の香り高い魅力のあるまちづくり
地域の周辺環境に調和し、かつ、景観上優れている建築物等を表彰し、文化の香り高い魅力のあるまちづくりに対する意識の高揚を図ります。

◆ 施策の達成度を測る指標

No.	指標名	現状値	目標値(平成 32 年度)	備考
1	観光客入込数	H 22 年度 57,179 千人	65,000 千人以上	
2	被災文化財の修復件数の割合	H 23 年度 25 %	100 %	
3	学術・文化・芸術・スポーツを活動分野のひとつとする NPO の認証数	H 24 年度 289 団体	470 団体以上	
4	市町村景観計画策定団体	H 23 年度 2 団体	12 団体以上	

[指標の解説]

- 1 推進施策「8文化振興による地域づくり」「(2)文化振興による東日本大震災等からの復興と地域活性化」のうち、「文化と観光の連携」の達成度を分かりやすく示す指標として、「県内観光施設ポイントの年間延べ入込数」を設定します。
文化と観光の連携に向けた事業の実施により、多くの入込数を目指します。
- 2 推進施策「8文化振興による地域づくり」「(3)文化資源を活かした東日本大震災等からの復興と地域づくり」のうち、「被災地域の文化資源を活かした復旧・復興への支援」の達成度を分かりやすく示す指標として、「被災文化財の修復件数の割合」を設定します。
被災した国県指定の文化財の修復に向けた事業の実施により、文化資源を活かした被災地域の復興や地域づくりを目指します。
- 3 推進施策「8文化振興による地域づくり」「(3)文化資源を活かした東日本大震災等からの復興と地域づくり」のうち、「多様な主体との協働による地域の復興、地域コミュニティの再生と活性化」の達成度を分かりやすく示す指標として、「学術・文化・芸術・スポーツを活動分野のひとつとする NPO の認証数」を設定します。
NPO等の多様な主体との協働に向けた事業により、多くのNPOが地域の復興、地域コミュニティの再生と活性化につながる学術・文化・芸術・スポーツ分野などにおいて積極的に活動することを目指します。
- 4 推進施策「8文化振興による地域づくり」「(3)文化資源を活かした東日本大震災等からの復興

と地域づくり」のうち、「個性豊かな景観や街並みの形成」の達成度を分かりやすく示す指標として、「景観法に基づき、景観計画を策定している団体（市町村）数」を設定します。
個性豊かな景観や街並みの形成に向けた事業の実施により、多くの策定を目指します。

V 計画の推進と進行管理

1 計画の推進

文化振興については、県や市町村にみならず県民一人ひとり、文化団体、企業等も自主的・主体的に取り組むことが必要であり、それぞれが重要な役割を担っています。

(1) 県民に期待される役割

県民一人ひとりが、文化芸術への理解を深め、文化を享受し自ら創造するなど、積極的に文化に親しみ、「ふくしま」の文化を積極的に発信することが期待されます。

(2) 文化団体に期待される役割

後進の指導や育成、組織体制の整備、団体相互の交流の促進、県民が文化芸術に触れ親しむ機会の拡充など、文化活動の裾野の拡大に努めることが期待されます。

また、被災地域の文化団体の継続的な活動を支援するため、活動や発表の場の提供や会員の交流、その他連携の構築が期待されます。

(3) 企業に期待される役割

県民の文化芸術活動への積極的な支援、社員等に対する創作活動や鑑賞機会の提供、企業内の文化環境の向上などが期待されます。

(4) 市町村に期待される役割

地域住民の文化芸術活動の場となる公共施設や公的空間等の活用、地域の文化芸術団体・文化ボランティア等との連携の促進、地域の文化資源を活かした活性化の推進、広域的な文化交流の推進など、各市町村の実情に応じた積極的な取組みが期待されます。

(5) 文化振興関係公益法人に期待される役割

本県文化振興の中核的役割を担っているとの自覚に立ち、県民・文化団体等が行う文化芸術活動への助成や支援の一層の充実と優れた自主事業の展開などが期待されます。

(6) 県の役割

この計画を効果的に推進するため、関係機関・団体等との連携を強化するとともに、県全体として本県の文化振興に取り組む推進体制を整備することが必要です。

ア 民間団体等との連携・協力

文化の振興に当たっては、県民、事業者、文化団体、ボランティア、NPO*、大学等の教育機関などとの連携が重要です。

このため、情報交換に努めるとともに、事業実施に当たっての意見の募集、実行委員会への参加の要請など、事業への協力を求め、その効果的な推進を図ります。

イ 市町村との連携・協力

文化の振興に当たっては、県民に最も身近な自治体である市町村と県との相互の連携が不可欠です。特に、被災市町村にあっては、機能の低下が懸念される中、より一層の支援や連携が求められます。

このため、市町村と県がそれぞれの役割を踏まえつつ、さらに被災市町村に対しては、その実情を十分考慮しながら、文化行政に関する支援や情報交換など相互の

連携・協力を努め、文化の振興に関する施策を効果的に推進します。

ウ 国、他の都道府県との連携・協力

情報化の進展や高速交通網の整備などにより、圏域を超えた広がりを持つ文化活動も多くなっています。このような広域的な文化活動は、本県の文化を活性化するとともに、全国への発信につながります。

このため、国や他の都道府県との連携・協力を努め、全国的なイベントの開催に取り組むとともに、県民の圏域を超えた広域的な文化活動を支援します。

エ 県の推進体制

文化は、教育、福祉、観光、産業など、様々な分野と密接に関わっており、県民の暮らし全般に関係する総合行政としてとらえる必要があります。この県民の多彩な文化活動を支援し本県の文化振興を図り、地域の復興や活性化につなげていくためには、県政のあらゆる分野に文化の視点を一層取り入れ、文化振興に関する施策について県をあげて推進する必要があります。

このため、各部局との連携体制の更なる強化に努め、全庁的な連携の下に、部局間の調整を図りながら総合的かつ効果的に各種施策を推進します。

2 計画の進行管理

この計画を着実に推進するため、本計画に掲げた各施策に対応する事業の実施状況や指標の推移に着目しながら、施策・事業の有効性を評価し、進行管理を行います。

なお、進行管理の結果については、県民にわかりやすく公表するなど、情報の共有化に努めていきます。

◆ 施策の達成度を測る指標一覧（再掲）

- 目標値（平成32年度）を設定している指標は、県の施策の努力目標です。
- 意識調査項目は、通常の指標で図ることが困難な県民の意識について、県政世論調査結果を用い、県民の視点から県の取組状況を評価するものです。

No.	指標名	現状値	目標値(平成32年度)	備考
1	県民カレッジ [※] 受講者数	H 23 年度 54,532 人	65,000 人	【施策1】
2	学術・文化・芸術・スポーツを活動分野のひとつとしているNPOの認証数	H 24 年度 289 団体	470 団体以上	【施策1・8】
3	福島県芸術祭参加行事数	H 24 年度 71 行事	108 行事以上	【施策1】
4	文化施設の入館者数			【施策2・4】
	県立美術館	H 23 年度 103,960 人 (参考: H 22 年度 140,232 人)	120,000 人以上	
	県立博物館	H 23 年度 82,414 人 (参考: H 22 年度 95,556 人)	100,000 人以上	
	福島県文化センター	H 23 年度 62,929 人 (参考: H 22 年度 314,413 人)	345,800 人以上	
	アクアマリンふくしま	H 23 年度 258,244 人 (参考: H 22 年度 861,326 人)	900,000 人以上	
	まほろん	H 23 年度 22,528 人 (参考: H 22 年度 28,231 人)	30,000 人以上	
5	青少年の県総合美術展覧会への出品数	H 24 年度 102 点	250 点以上	【施策3】
6	青少年の県文学賞への応募数	H 24 年度 38 点	55 点以上	【施策3】
7	地域伝統芸能交流会参加児童生徒数	H 24 年度 40 人	延べ360 人以上	【施策5】
8	まほろんの入館者数	H 23 年度 22,528 人	30,000 人以上	【施策5】
9	被災文化財の修復件数の割合	H 23 年度 25 %	100 %	【施策5・8】
10	NPO法人認証件数	H 23 年度 累計 631 件	累計 1,055 件以上	【施策6】
11	地域住民やNPO [※] 等による地域づくり活動に積極的に参加していると回答した県民の割合（支援を含む）	H 24 年度 15.2 %	上昇を目指す	【施策6】 意識調査項目
12	グリーンツーリズムインストラクターによる受入人数	H 23 年度 156,494 人 (参考: H 22 年度 258,392 人)	290,000 人以上	【施策7】
13	声楽アンサンブルコンテスト全国大会の推薦及び公募団体数	H 23 年度 171 団体	260 団体以上	【施策7】
14	観光客入込数	H 22 年度 57,179 千人	65,000 千人以上	【施策8】
15	市町村景観計画策定団体	H 23 年度 2 団体	12 団体以上	【施策8】

用語解説

計画書に記載されている用語のうち、専門的な用語、十分に定着していない用語などについて、その解説を以下に記載しています。

アルファベット・略語

e-ラーニング (P14)

パソコンやコンピュータネットワークなどの情報処理技術を用いて行う学習(学び)のことで、遠隔地にも教育を提供できる点や、コンピュータならではの教材が利用できる点などが特徴です。

NPO (p3. 15. 16. 18. 27. 28. 32. 33)

Non-Profit Organization(民間非営利組織)の略です。営利を目的とせず、公共的な行動を行う民間の組織・団体の略称です。なお、NPOのうち特定非営利活動促進法に基づき、所轄庁(県知事)の認証を受けて設立した法人をNPO法人といいます。

あ

イコールパートナー (p6)

対等・協力の関係にある者として、それぞれの主体的な意思を尊重しあいながら、互いに協調していく関係を指すものです。

か

過疎・中山間地域 (p4. 24)

福島県過疎・中山間地域振興条例に基づく地域で、① 過疎地域、② 振興山村地域、③ 特定山村地域、④ 農林統計における中間または山間地域、⑤ 準過疎地域のいずれかに該当する地域を指します。県の面積の約8割、人口の約3割を占め、県内では51市町村が該当します。

警戒区域 (p4. 24)

平成23年4月21日、原子力災害対策本部長(内閣総理大臣)の「警戒区域の設定について」で指示された東京電力福島第一原子力発電所の半径20km圏内の区域をいいます。特に一時的な立ち入りが認められた場合を除き、緊急事態応急対策に従事する者以外の者の立ち入りが禁止され、又は退去が命じられました。

計画的避難区域 (p4. 24)

東京電力福島第一原子力発電所の半径20km以遠の周辺地域において、気象条件や地理的条件により、同原子力発電所から放出された放射性物質の累積が局所的に生じ、事故発生から1年の期間内に積算線量が年間20ミリシーベルトに達するおそれのある区域をいいます。計画避難区域内の住民は、設定された平成23年4月22日から概ね1ヶ月を目途に区域外の別な場所に計画的に避難することになりました。

県民運動 (p27)

一般的には、県民、民間団体、学校、企業、行政機関など、本県を構成するあらゆる主体の力が一体となって、地域や社会の問題解決に取り組んでいくことをいいます。その中でも、本県では「新“うつくしま、ふくしま。”県民運動『100年後も…いきいきふくしま うつくしま』を平成20年度から県全体で展

開しています。この県民運動においては、「地域コミュニティの再生」を基本テーマに据え、「安全で安心な地域づくり」「子育てしやすい環境づくり」「環境問題への対応」を重点テーマとして、多様な主体の参加と連携により展開しています。

県民カレッジ (p16)

県内にある様々な学習機会を体系化した総合的学習サービス提供システムで、県が自ら行う主催講座と連携機関による連携講座があります。主催講座では、NPO等との協働による講座やインターネットで配信する講座、地域テーマによる講座などを行っています。

コンテンツ (p14. 32)

内容、中身という意味の英単語で、メディア(情報媒体)が記録・伝送する映像や画像、音楽、文章などのひとまとまりの情報のことです。テレビ番組、歌、ビデオゲーム、マンガ、アニメなどで、デジタルデータ化されたものをデジタルコンテンツといいます。

き

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス) (p27)

一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域社会などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて、多様な生き方が選択・実現できる状態をいいます。

首都圏 (p2)

本計画では、国土計画形成法で定める8都県(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県)の区域をいいます。

情報リテラシー (p5)

パソコンなどの情報通信機器の操作能力や、膨大な情報から必要なものを選択して主体的に活用する能力に加え、情報社会の倫理なども含めた基礎的な情報活用能力をいいます。

ストリートパフォーマンス (p15)

歩行者天国など人通りの多いところや、車の出入りが禁止されている繁華街などで歌や演奏や雑技踊りを披露することです。近年日本では、ストリートミュージシャンによる路上ライブ、ダンサーによるダンスパフォーマンスなどが各地で広く行われています。

声楽アンサンブルコンテスト全国大会 (p3. 31)

本県において平成19年度から開催している全国初の声楽アンサンブルの全国大会です。音楽を創り上げる最も基礎となる「アンサンブル」(少人数による合唱・合奏)に焦点を当て、2人から16人で構成する全国トップレベルの声楽アンサンブルグループを募り、歌う楽しさを全国に発信しています。

生物 (の) 多様性 (p2. 27)

あらゆる生物種の多様さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態を指すとともに、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでも含めた幅広い概念です。

全国高等学校パソコンコンクール (p30)

「パソコン甲子園」の愛称で、平成5年から会津大学を本選会場として開催している全国大会です。デジタルコンテンツなどの部門別に、高校生、高等専門学校生などが、情報処理技術における優れたアイデアと表現力、プログラミング能力等を競い合います。平成21年度は全国から903チーム・作品の応募がありました。

第35回全国高等学校総合文化祭 (p20. 21)

全国高等学校総合文化祭は、高校生の文化芸術活動の祭典として昭和32年から開催されている全国大会です。「文化部のインターハイ」とも呼ばれております。第35回大会は、平成23年8月3日から7日までの5日間にわたり福島県内各地を会場として開催されました。全国から約1万2千人の高校生が参加しました。

地域コミュニティ (p3. 4. 9. 24. 31. 32)

町内会や自治会など、一定の地域を基礎とした住民組織、地縁型団体・組織(集団)を指します。そこに暮らす地域住民が構成員となって、お互いに交流を持ちながら、地域課題の解決など、その地域に関わる様々な活動を自主的・主体的に展開しています。

地産地消 (p29)

「地元生産-地元消費」を略した言葉で、「地元で生産したものを地元で消費する」ことをいいます。本県では、地域経済の循環の活性化、地域コミュニティの醸成、地域資源のブランド力の向上、環境面への貢献などの観点から全県的な運動として取り組んでいます。

超高齢化社会 (p4)

高齢化率(65歳以上の人口が総人口に占める割合)が、20%または21%(国連関係の資料でも複数の記載あり)を超えた社会を指します。14%を超えた場合「高齢社会」、7%を超えた場合「高齢化社会」といいます。

伝統工芸士 (p25)

「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」に基づき認定される称号で、伝統的工芸品の貴重な担い手として産地固有の技術・技法の研鑽に努め、その技を次代へ継承していくための中核の人材として期待されています。

東北圏 (p2)

一般的には東北6県で「東北地方」と表現することが多いのですが、本計画では、国土計画形成法で定める新潟県を含む7県の区域をいいます。

フィルム・コミッション (p30)

映画やテレビドラマなどの撮影の誘致や撮影支援をする非営利公的機関のことです。映画撮影などを誘致することによって地域活性化、文化振興、観光振興を図るとともに、地域の特性・魅力を内外に発信します。

ふくしま型ユニバーサルデザイン (p27)

はじめからすべての人の多様なニーズを考慮し、年齢、性別、身体的能力、言語などの違いにかかわらず、すべての人にとって安全で安心して利用しやすいように、建物、製品、サービスなどを計画、設計する考え方のことです。本県では、ハードの面だけでなく、暮らしに関わる諸制度や心の持ち方などソフトの面でも推進しています。

レベル7 (p4. 14)

国際原子力機関(IAEA)と経済協力開発機構原子力機関(OECD/NEA)が策定した原子力事故・故障を評価する「国際原子力事象評価尺度」のひとつで、原子力発電所などの原子力関連施設で放射性物質や放射線の漏出がある原子力事故が発生した場合に、影響度の指標が「レベル0」から「レベル7」までの8段階で公表されます。レベル7は、大きな被害をもたらす「深刻な事故」と評価されています。

ワークショップ (p18. 20)

もともとは「仕事場」「工房」「作業場」など、共同で何かを作る場所を意味していましたが、最近では問題解決やトレーニングの手法、学びと創造の手法としてこの言葉が使われる事が多く、あらゆる分野で「ワークショップ」が行われています。アート関係では、芸術の創作過程を体験し、アーティストと参加者が双方向に刺激しあう場をワークショップと呼ぶことが多い。

